

寒川町教育振興基本計画 (改定版)



平成 28 年 7 月

寒川町教育委員会



寒川町 教育大綱

◇知・徳・体、調和のとれた児童・生徒を育てます。

- 1 確かな学力をつけます。
- 2 いじめを無くします。
- 3 どの子ども安心して過ごせる学校をつくれます。
- 4 からだを大切にし、スポーツを盛り上げます。
- 5 学校施設や教育備品を整えます。

◇共に学び絆を深め、自己実現ができるまちをつくれます。

- 1 身近で親しみやすい魅力ある学びの場をつくれます。
- 2 社会教育施設を整備します。

平成 26 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、町長が「寒川町教育大綱」を策定いたしました。教育大綱とは、教育振興のための目標や方針を示すものです。

策定にあたっては、町長から教育大綱の原案が提起され、寒川町総合教育会議において教育委員と活発な議論をいたしました。

寒川町教育委員会では、寒川町教育振興基本計画の中期実施計画を策定するにあたり、この教育大綱を受け、内容検討を重ねました。したがって、寒川町教育振興基本計画の中期実施計画は、「寒川町教育大綱」の具体編であると言えます。

目 次

1. 寒川町教育振興基本計画の策定について（改定）	1
2. 基本計画	4
(1) 基本理念	5
(2) 基本目標	6
(3) 基本方針	6
3. 中期実施計画	7
(1) 学校教育	7
(2) 社会教育	14
資料編	
(1) 教育委員会の組織	20
(2) 教育関連法令等	23
ア 教育基本法	23
イ 国の教育振興基本計画の概要	26
(3) 寒川町立小・中学校の概要	28
(4) 社会教育施設の概要	32